



16教振第722号
平成17年3月16日

各教育事務所長
各県立学校長
様

市町村立学校グループ参事
県立学校グループ参事

週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更について（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、御了知いただくとともに、適正に振替事務等を行ってください。

なお、教育事務所長にあっては、域内市町村教育委員会に対し、この旨を周知願います。

記

養護教諭及び養護助教諭が、週休日において、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年福島県条例第80号）第15条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の支給対象行事である対外運動競技等（特殊勤務手当の支給に関する運用基準第1の5の（2）別表に定めるものに限る。）の役員として業務に従事する場合で、当該対外運動競技等に自校の児童又は生徒が参加し、かつ、当該児童又は生徒に対し養護、指導等を行うことが予定されるときは、当該児童又は生徒の引率業務に従事するものとみなし、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うことができるものとする。

（事務担当 県立学校グループ 内線5087 直通024-521-7763）